

一般社団法人日本コンピュータ外科学会 評議員選出規則

平成24年2月1日 制定

第1条（目的）

この規則は、一般社団法人日本コンピュータ外科学会（以下「この法人」という。）定款12条の規定に基づき、この法人の評議員の選出に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

第2条（評議員となる者の資格）

評議員の有資格者は以下各号のいずれかに定める要件に該当し、かつ、会費の未納がない者とする。

- (1) この法人に連続5年以上正会員として所属していること。但し、この法人の成立前の日本コンピュータ外科学会に所属していた者については所属年数の計算にあたってその期間を通算することができる。
- (2) 余人をもって代え難い、この法人に多大な貢献をなしうる業績が備わっていること。
- (3) この法人に連続5年以上維持会員として所属している団体が、定款第6条7号により登録している正会員であること。

第3条（選考）

- 1 前条第1号に基づき評議員としようとする者については、事前に当該有資格者に評議員就任の受諾の意思を確認した上で、人事委員会が理事長に報告する。
- 2 前条第2号に基づき評議員としようとする者については、理事の推薦に基づき、人事委員会が、前条第2号の要件の該当性その他評議員としての適格性を審査し、それに関する意見を理事長に報告する。
- 3 理事長は前2項の報告の結果を理事会に議案として付議しなければならない。

第4条（補則）

この規則の変更は理事会の決議を経て社員総会の決議をもってする。

附 則

- 1 この規則は、この法人の設立の登記の日（平成24年2月1日）から施行する。
- 2 この法人成立後第一期の評議員の選出にあたっては、第3条第1項及び第2項の規定における人事委員会に代わり、設立時社員が理事長に報告するものとする。